寄宿舎に関するよくある質問



Q1：入舎生の男女の内訳はどうなっていますか？

→ 男子 17 名、女子 11 名です。　　（運営規則第9条 入舎定員）

Q2：男女の居室は一緒ですか？

→ 男子が 1 階、女子が 2 階で生活しています。食堂や多目的ホールなどの共有スペースもあります。

Q3：お金はどれくらいかかりますか？

→ 今年度は年間 24,000 円(一括または、学期ごとの分割徴収)の寄宿舎費を納めて頂いています。
また、別途寄宿舎での食費（朝食 230 円、夕食 470 円）の徴収もあります。寄宿舎費は、行事や生徒が共通で使用する物の購入などに使用しています。食費は就学奨励費の段階に応じて徴収があります。その他にも、日用品（シャンプー、歯ブラシ、洗濯洗剤など）の購入に関しても、就学奨励費の段階に応じて、領収書提出で返金があります。

（運営規則第 15 条 舎費）

Q4：寄宿舎での行事や学習の機会はありますか？

→ おたのしみ会やお別れ会、誕生会など寄宿舎生が楽しく寄宿舎生活を送れるように様々な行事が計画されています。また、学習面では心と体の学習会や食事マナー学習会などがあります。そして、自室で宿題や各種検定取得に向けて学習する寄宿舎生もいます。

Q5：入舎すると、次年度も継続入舎できますか？

→ 本校寄宿舎では、入舎期間および入舎年数は、原則として毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年間となっています。そのため自動的に継続入舎となることはありません。次年度も入舎を希望される場合は、あらためて入舎募集に応募して頂くことになります。入舎の可否については、毎年度の募集・選考によって決定されます。

（運営規則第8条 入舎期間および入舎年数）

Q6：合計で 2 年間しか入舎できないと聞きますが？

→ 本校寄宿舎では、入舎年数に上限を設けておりませんので、合計で2年間しか入舎できない…ということはありません。入舎は年度毎に入舎選考委員会にて決定するため、希望される場合はあらためて応募して頂く事になります。

（運営規則第8条 入舎期間および入舎年数）

Q7：遠くに住んでいないと入舎申込はできないのですか？

→ 生活根拠地が学区内にある児童生徒は入舎申込ができます。居住地が離島で通学困難な場合は通学目的での入舎ができ、学区内に住む児童生徒は、教育的な目的での教育入舎にあたります。本校は教育入舎の児童生徒が多いです。　　（運営規則第10条 入舎選考基準及びその優先順位）

Q8：土日や夏休み・冬休みも泊まれますか？

→ 夏季休業や冬季休業などの長期休業日、休業日やその前日は帰宅日となっています。基本的に学校が休みのときは寄宿舎も休みになります。　　（運営規則第14条 帰宅日）